

4. 禁止物件 (条例第11条)

1. 次に掲げる物件には、広告物を表示、設置できません
 - (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
 - (3) 街路樹、路傍樹
 - (4) 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブミラー、道路上のさく及び駒止、里程標その他これらに類するもの
 - (5) パーキングメーター、パーキングチケット発給設備
 - (6) 市長が指定する区域内(注1)にある電柱、街灯その他これらに類するもの
 - (7) 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
 - (8) 郵便差出箱、公衆電話所、路上受変電設備その他これらに類するもの
 - (9) 送電塔、送受信塔、照明塔
 - (10) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
 - (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

(注1) 指定する区域とは、姫路市屋外広告物条例施行規則別表第7第1種禁止地域等の項1及び6から11までに掲げる地域(P5の4~8番の地域)とする

2. 次に掲げる物件には、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示、設置できません
 - (1) 電柱、街灯その他これらに類するもの
 - (2) アーチの支柱、アーケードの支柱
3. 道路の路面には、広告物を表示できません

4-1 禁止物件の適用除外 (条例第11条第5項・第6項)

次に掲げる広告物は、一定の基準に適合すれば、禁止物件でも掲出できます。

1. 全ての禁止物件の適用除外となるもの
 - (1) 法令の規定によるもの
 - (2) 国、地方公共団体、その他市長が指定する団体が公共的目的をもって掲出するもの
 - (3) 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等
 - (4) 公益上必要な施設、物件に寄贈者名等を表示するもので、次の基準に適合するもの

区分	基準
表示面積	0.5 m ² 以下かつ、表示方向から見た当該施設又は、物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の1/20以下
数量	1施設(物件)につき1枚(基)
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が2色以下の場合を除く。)

2. P.3 の禁止物件 1 の適用除外となるもの

(1) 管理用広告物等

(2) 石垣・擁壁等、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突・ガスタンク・水道タンク等に掲出する自家用広告物で、次の基準に適合するもの

区分	基 準
表示面積	5 m ² 以下
数量	1施設(物件)につき1枚(基)
掲出場所	・禁止地域においては、石垣・擁壁等に掲出しないこと ・物件の外郭線から突出しないこと
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が3色以下の場合を除く。)

4－2 禁止広告物 (条例第12条)

次に掲げる広告物を表示、設置してはいけません。

1. 著しく汚染、退色又は、塗料等のはく離したもの
2. 著しく破損、老朽化したもの
3. 倒壊、落下のおそれがあるもの
4. 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
5. 道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの

5. 禁止地域等 (条例第10条)

- 原則として広告物の掲出が禁止されています
- 自家用広告物、管理用広告物、案内誘導広告物等は基準に適合すれば掲出できます
- 一部の適用除外の広告物については、許可を受けずに掲出できます
- 禁止地域等は次のとおりです

1. 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域 ····· 第2種禁止地域等
2. 指定する道路、鉄道等の区間及びその沿道、沿線地域 ··· 第1・3種禁止地域等
(P6~8 参照)

指定道路・鉄道：山陽自動車道、中国自動車道、播但連絡道路

姫路西バイパス、姫路バイパス、国道29号・372号

県道姫路上郡線・三木宍粟線・姫路新宮線

JR山陽新幹線・山陽本線・播但線・姫新線

※道路沿道、鉄道沿線の規制は、道路上等から視認できるものについて適用されます

3. 国・県・市指定の重要文化財建造物とその周囲50m、史跡名勝天然記念物等 ····· 第1種禁止地域等
4. 風致保安林 ····· 第1種禁止地域等
5. 国立公園 ····· 第1種禁止地域等
6. 緑豊かな環境形成地域（第3号・4号区域を除く） ··· 第1種・第2種禁止地域等
7. 県立自然公園 ····· 第1種・第2種禁止地域等
8. 兵庫県自然環境保全地域、兵庫県環境緑地保全地域 ··· 第1種・第2種禁止地域等
9. 自然緑地保護地区、動植物保護地区 ····· 第2種禁止地域等
10. 都市公園 ····· 第2種禁止地域等
11. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、
博物館、美術館、体育館、公衆便所の敷地 ····· 第2種禁止地域等
12. 古墳、墓地、火葬場、葬儀場の敷地並びに社寺、教会の境域 ··· 第2種禁止地域等
13. 指定する河川、池沼、海浜、山及び付近の地域 ····· 第3種禁止地域等

菅生ダム・安富ダムから100m以内の区域

[現在のところ該当しないもの]

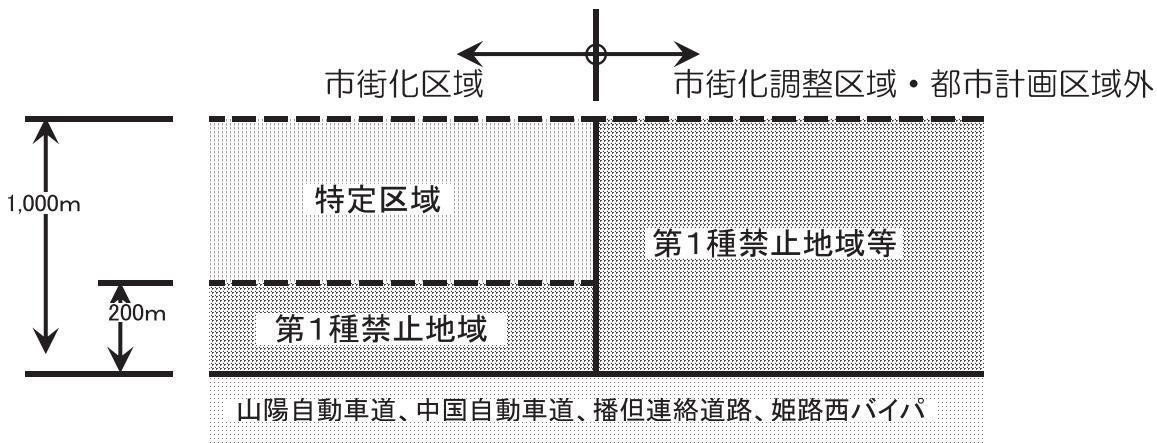
1. 景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区
2. 指定する都市景観形成地区 3. 国立公園
4. 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 5. 景観保護地区
6. 保存樹林のある地域 7. 指定する公園、緑地等の公共空地
8. 指定する空港、港湾、駅前広場及び付近の地域

5－1 道路沿道、鉄道沿線の規制

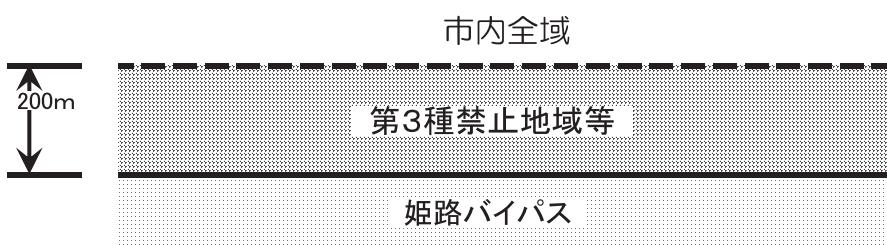
指定する道路、鉄道等路端からの距離、市街化区域内外等により、禁止地域等の区域が定められています。

禁止地域等の他、自己敷地外に建植えする広告物が掲出できない特定区域が定められています。

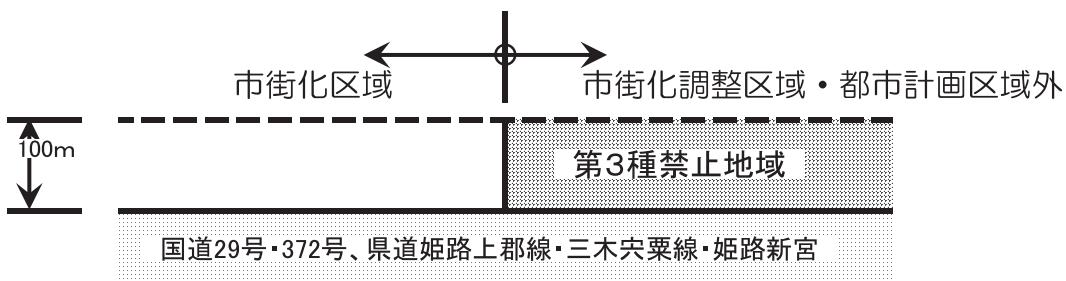
●山陽自動車道、中国自動車道、播但連絡道路、姫路西バイパス



●姫路バイパス

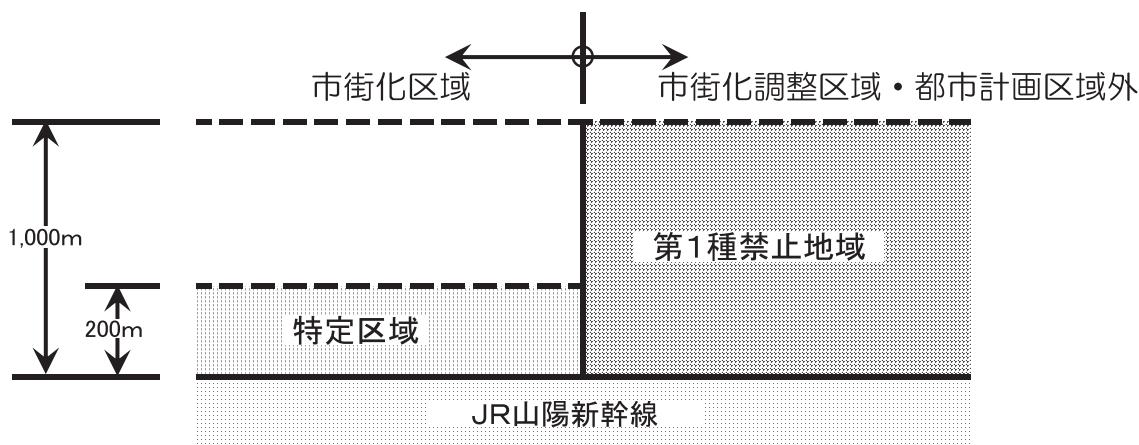


●国道29号・372号、県道姫路上郡線・三木宍粟線・姫路新宮線

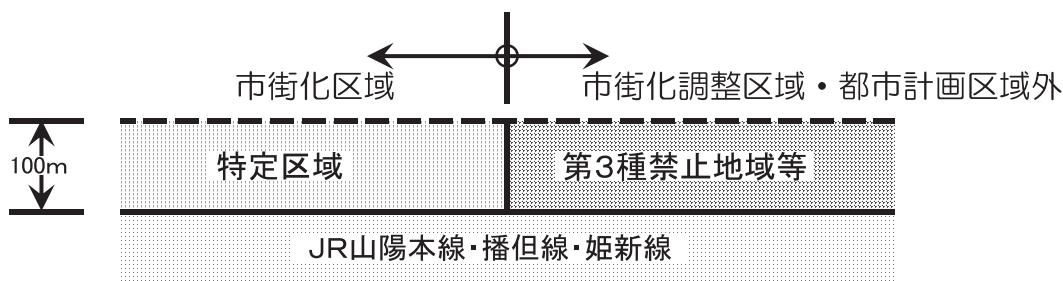


※国道29号、県道姫路上郡線・三木宍粟線・姫路新宮線は一部該当しない地域があります。

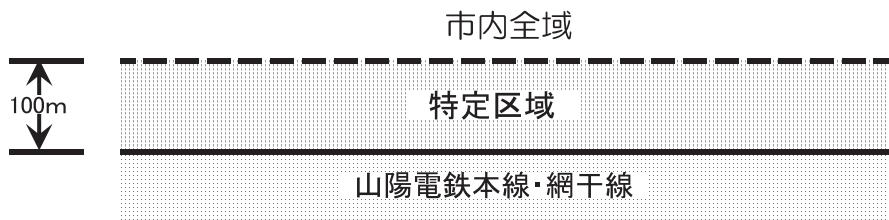
● JR 山陽新幹線



● JR 山陽本線・播但線・姫新線

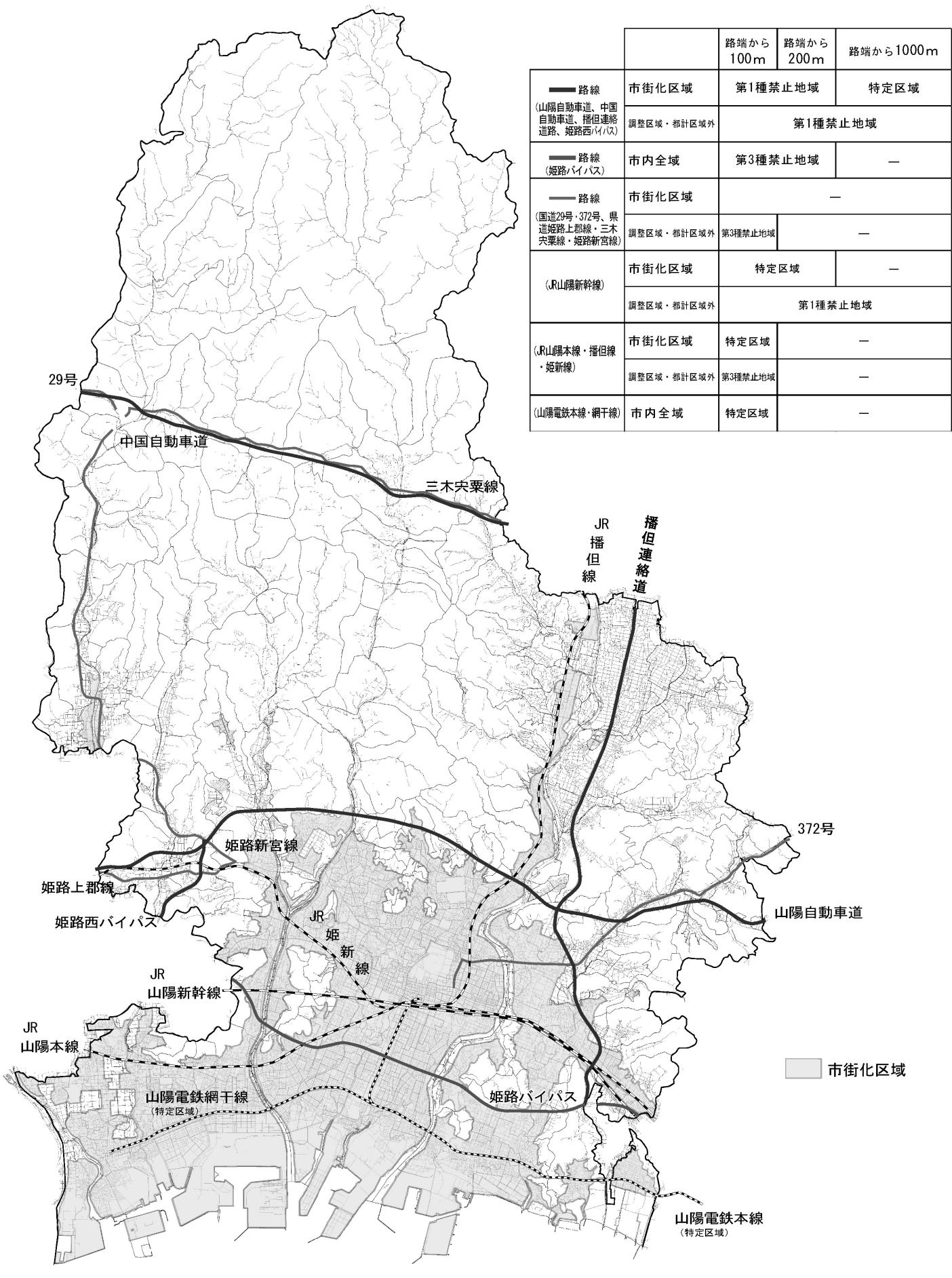


● 山陽電鉄本線・網干線



- 特定区域では、自己の敷地外に建植えする広告物等は掲出できません
- 道路沿道、鉄道沿線の規制は、道路上等から視認できるものについて適用されます
- 視認の可否の判断は、当該区域に係る道路、鉄道等から実際に視認できるか否かで判断するものとし、広告物等の一部が視認できる場合はすべて視認できるものとします
- 道路区域内も沿道と同様の扱いになります
- 地域規制等が重複して該当する場合は、厳しい方の規制の基準が適用されます

5-2 指定する道路、鉄道等



5－3 禁止地域等の適用除外 (条例第10条第4項)

次に掲げる広告物は、一定の基準に適合すれば、禁止地域等でも掲出できます。

1. 法令の規定によるもの
2. 国、地方公共団体、その他市長が指定する団体が公共的目的をもって掲出するもの
3. 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等
4. 公益上必要な施設、物件に寄贈者名等を表示するもので、次の基準に適合するもの

区分	基 準
表示面積	0.5 m ² 以下かつ、表示方向から見た当該施設又は、物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の1/20以下
数量	1施設(物件)につき1枚(基)
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が2色以下の場合は除く。)

5. 自家用広告物で次の基準に適合するもの

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
表示面積の合計 (注2)	・10 m ² 以下(自己の氏名・店名等以外の表示は5 m ² 以下) ・駐車場表示広告物等は、合計5 m ² まで表示面積の合計から除く	・20 m ² 以下(自己の氏名・店名等以外の表示は10 m ² 以下) ・駐車場表示広告物等は、合計10 m ² まで表示面積の合計から除く	・30 m ² 以下(自己の氏名・店名等以外の表示は15 m ² 以下) ・駐車場表示広告物等は、合計15 m ² まで表示面積の合計から除く
数量(注2)	3枚(基、個)以下	4枚(基、個)以下	5枚(基、個)以下
敷地内建植広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止(第1種・第2種中高層住居専用地域等において屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く。)	
色彩	・彩度の高い色の色数は、2色以下(注3) ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が3色以下の場合は除く。)		
その他の表示方法	・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	・発光可変表示式広告物(一定時間表示内容等が変化しないものを除く。)、ネオンサイン等の使用禁止 ・高速自動車国道等沿道の指定区域内では、屋上若しくは屋上構造物の壁面における発光可変表示式広告物の使用禁止

(注2) 1事業所ごとの数量。なお、駐車場表示広告物等は除く

(注3) 集合看板であっても、1事業所ごとではなく合計2色以下である

6. 管理用広告物で次の基準に適合するもの（許可不要）

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
表示面積の合計	5 m ² 以下	10 m ² 以下	10 m ² 以下
数量	2枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下
敷地内建植 広告物の地上 からの高さ	5 m以下	7 m以下	10m以下
掲出場所	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止		
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は、2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1／2以下（色数が3色以下の場合を除く。） 		
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・許可基準（P. 16～33）に適合すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・許可基準（P. 16～33）に適合すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止 ・高速自動車国道等沿道の指定区域内では、屋上における発光可変表示式広告物の使用禁止 ・許可基準（P. 16～33）に適合すること

7. 道標・案内図板で次の基準に適合するもの（公共的目的をもって表示設置するものに限る）

(1) 建植えするもの

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等・第3種禁止地域等
1方向の表示面の面積（2面以上の場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	<ul style="list-style-type: none"> ・道標 : 1 m²以下 ・説明板 : 2 m²以下 ・案内図板 : 3 m²以下 ・その他 : 3 m²以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・道標 : 2 m²以下 ・説明板 : 4 m²以下 ・案内図板 : 6 m²以下 ・その他 : 6 m²以下
地上からの高さ	3 m以下	3 m以下（特にやむを得ない場合は5 m以下）
相互距離	5 m以上	
色彩（案内図板を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1／2以下（色数が2色以下の場合を除く。） 	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・交通信号機、踏切からの距離5 m以上 ・寄贈者名等の表示部分の面積は、当該表示面の面積の1／5以下 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 	

(2) 建植えするもの以外

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等・第3種禁止地域等
1方向の表示面の面積(2面以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ・道標 : 1 m²以下 ・説明板 : 2 m²以下 ・案内図板 : 3 m²以下 ・その他 : 3 m²以下 	6 m ² 以下

8. 案内誘導広告物で次の基準に適合するもの

(1) 建植えするもの

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等・第3種禁止地域等
包括的基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の立地状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ掲示すること ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること 	
1方向の表示面の面積(2面以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ・2 m²以下(集合案内誘導広告物を除く。) ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8 m²以下かつ、1施設等への案内誘導に係るもの1方向の表示面の面積は1 m²以下 	
横の長さ	2 m以下	
地上からの高さ	3 m以下	3 m以下(特にやむを得ない場合、集合案内誘導広告物の場合は、5 m以下)
相互距離	5 m以上	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が2色以下の場合を除く。) 	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・交通信号機、踏切からの距離5 m以上 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること 	
一の敷地内の表示面積の合計	5 m ² 以下	10 m ² 以下

(2) 建植えするもの以外

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等・第3種禁止地域等
包括的基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の立地状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ掲示すること ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること 	
表示面積	2 m ² 以下	
横の長さ	2 m以下	
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。） 	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 	
一の敷地内の表示面積の合計	5 m ² 以下	10 m ² 以下

9. 冠婚葬祭、祭祀などのため一時的に掲出するもの
10. 講演会等会場敷地内の広告物で許可の適用除外8の基準（P. 14）に適合するもの
11. 電車、自動車に表示するもの
12. 人、動物、車両、船舶又は、航空機に表示するもの
13. 地方公共団体が設置する公共掲示板にその地方公共団体の規定に従って表示するもの
14. 非営利目的のためのはり紙、はり札等、広告旗、立看板などで許可の適用除外12の基準（P. 15）に適合するもの
15. 指定する道路、鉄道等の区間及びその沿道、沿線地域において表示するもので、道路、鉄道、軌道又は索道から視認できないもの